

令和 6 年 10 月 1 日

報道各社 様

連絡先
伊達市
財務部税務課市民税係
担当：阿部 清
電話 024-575-1138

事案名	市県民税の課税等の誤りについて
発生日時	令和 6 年 9 月 17 日（火）14 時頃
発生場所	伊達市役所
担当部署（連絡先）	財務部税務課 024-575-1138
事案の内容	国民健康保険税の確認のため来庁した市民の令和 3 年分と令和 4 年分の所得金額を確認したところ、誤りが判明した。 このため、同様のケースがあるか確認したところ、令和 4 年分と令和 5 年分の所得金額に誤りがある市民もいることを確認した。 対象者 2 名分の所得金額の誤りにより、市県民税、国民健康保険税、介護保険料の追加徴収と高額療養費の返還分を合わせて約 120 万円となった。 【要因】 税務署から送付された確定申告書のデータをシステムに取り込んだ際、所得合計額がゼロとなるケース（※）があり、職員の確認が漏れたもの ※所得額の内訳に記載がない申告書を取り込んだケース
初動対応	対象者 2 名に課税等の誤りを謝罪するとともに、税額等が変更となる旨、説明し、分納により納付いただくこととした。
今後の対応	確定申告書データを取り込んだ際、複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。